

国地契第13-2号
国官技第86-4号
国営計第45-2号
平成21年8月3日

最終改正 平成25年3月26日 国地契第110号
国官技第297号
国営計第123号

各地方整備局 総務部長
企画部長 あて
営繕部長

国土交通省大臣官房地方課長
技術調査課長
官庁営繕部計画課長

地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行について

公共工事の執行にあたっては、地域企業に対する適切な評価を推進することが、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、「平成21年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における入札・契約業務等の円滑な実施について」（平成21年6月23日付け国官総第93-2号、国官会第465-2号、国地契第13号、国官技第86-3号、国営計第45号）記2において、工事の一定の割合を分担する下請企業や資材会社（以下「下請企業等」という。）の地域への精通度や貢献度等についても適切に評価することができることと通知したところであるが、その具体的な方法を下記のとおり定めたので、遺憾なきよう措置されたい。

なお、本通達に定める総合評価落札方式については、当面の間、平成22年度以降も試行を継続するものとする。

記

1 対象工事

- (1) 「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第

30号)の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイド」という。)及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)に基づき行われる工事のうち、「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第260号)の対象工事又は技術提案評価型A型総合評価落札方式を適用する工事を除いたものにおいて試行することとする。

- (2) 対象工事については、入札参加者だけではなく下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等も評価する「地元企業活用審査型総合評価落札方式」の試行対象工事である旨を、入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

2 評価項目及び評価基準

標準ガイド第2Ⅲ2の評価項目については、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等に係る評価項目を少なくとも1つ以上設定するとともに、標準ガイド第2Ⅲ10及び「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」(平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号)の別添「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」2-7の例示を参考に、工事における必要度・重要度に基づき、それぞれ適切に設定するものとする。

なお、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等に係る評価基準の設定にあたっては、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等を、入札参加者のそれよりも優位に評価しないよう留意すること。

また、下請企業等の評価については、企業の能力等における「地域精通度・貢献度等」の中で評価することとするが、元請企業の評価とのバランスに留意することとする。

3 その他

本対象工事においては、あくまでも入札参加者について、どのような下請企業等を活用しようとしているかについて審査及び評価するものであって、下請企業等を直接評価するものではない。従って、当然ながら発注者と下請企業等との間に直接の契約関係を発生させるものではなく、下請企業等の選定や、下請企業等が分担する工事の施工等については、落札者の責任において行われるものであることに留意すること。

附 則

この通知は、平成21年8月3日以降に入札手続を開始する工事から適用する。